

マンション管理適正化推進計画（現行計画）の概要

1 計画の目的

- 管理組合等によるマンションの適切な管理を推進するための施策を講ずることにより、マンション及びその周辺における良好な居住環境の確保を図り、安全で安心な住まいまちづくりを推進する

2 対象区域

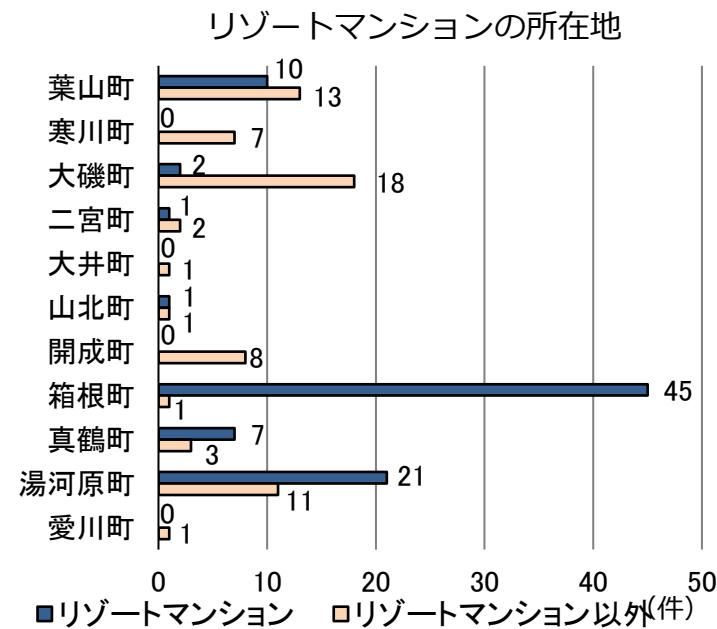
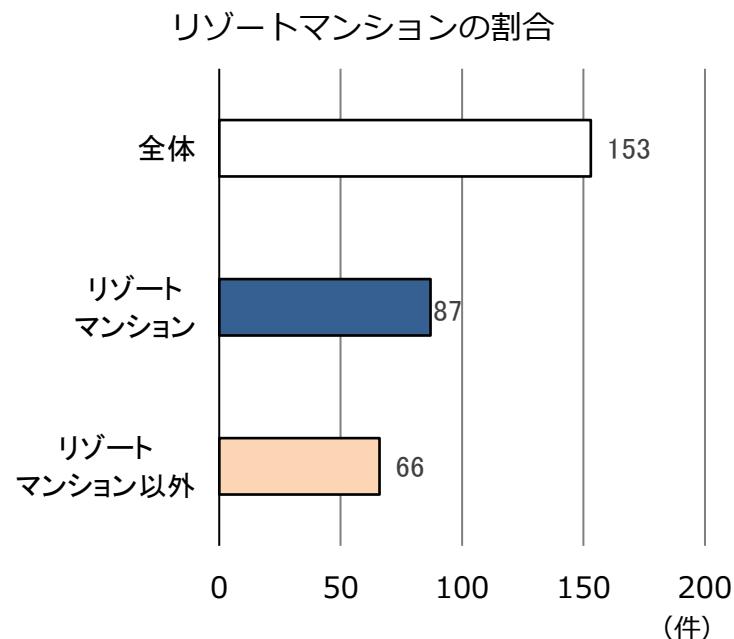
- 県内の町村部（14町村）

3 マンションの管理の適正化に関する目標

- 25年以上の長期修繕計画に基づき修繕積立金を設定して（積み立てて）いる管理組合の割合
⇒ 2030年度までに65%以上

4 マンションの管理の状況を把握するために講ずる措置

- マンションの管理状況を把握するための実態調査などを実施（実態調査期間：令和2年10月～令和3年2月）



2020（令和2）年度 町村部マンション実態調査

5 マンションの管理の適正化の推進を図るための施策

- 管理計画の認定
- 助言指導
- アドバイザーの派遣
- セミナー等の開催
- 関係団体との連携

※本県のマンション管理適正化指針とマンション管理計画認定制度（認定基準等）は、国に準じたものとしています。

マンション管理適正化推進計画の見直しについて

《背景》

○マンションの管理状況を把握するための実態調査などを実施（実態調査期間：令和7年7月～令和8年3月）

- ・調査対象は県内の町村部に所在する全マンション（分譲マンション）：約245件
- ・アンケート調査：管理組合あてにアンケート調査票を郵送
 - ＜主な調査項目＞
戸数、竣工時期、
管理状況（総会の開催状況、管理規約の見直し状況、長期修繕計画の計画期間、修繕積立金の有無等）、
管理の方法、委託管理会社の名称及び連絡先、大規模修繕工事等の実施状況 等
- ・現地調査：外観等の目視確認や写真撮影を実施
 - ＜主な調査項目＞
管理組合ポストの有無、駐車場等の状況、外壁・設備等の劣化状況、清掃の状況、ごみ・不用品の放置状況、
植栽の状況 等

○マンション関係法令の改正

- ・マンション管理適正化法 危険なマンションへの勧告等、民間団体との連携強化 等
- ・マンション再生円滑化法 危険なマンションへの勧告等、リノベーション等再生手法の追加 等
(マンション建替円滑化法)



《主な検討内容》

- マンションの管理の適正化に関する目標
- マンションの管理の適正化の推進を図るための施策
- マンション管理適正化法の改正への対応
- マンション再生円滑化法の改正への対応